

横浜市男女共同参画センター
指定管理者選定評価委員会

審査報告書

令和6年8月

1 経緯

横浜市男女共同参画センターは、平成 17 年度から指定管理者制度を導入しており、第 5 期指定管理期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間で予定しています。

男女共同参画センターは、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援することを目的として設置され、その指定管理者には男女共同参画に関する先進的な知見が必要です。また、男女共同参画に関する総合的な相談のほか、性別による差別等の相談やDV相談など、人権や人命に関わる相談を実施しており、専門的な知識や関係機関との連携が求められ、男女共同参画における幅広で極めて高度な専門性がが必要です。

このことから、公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会を指定管理者の候補者とし、非公募により選定手続きを実施しました。

選定にあたっては、「横浜市男女共同参画センターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき、審査の公平性、透明性を確保しながら進めるため、横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）において、「横浜市男女共同参画センター指定管理者申請要項」（以下、「申請要項」という。）や業務の基準等の確認を行うとともに、申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答（ヒアリング）に基づき、審査を行いました。

このたび、審査が終了し、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を選定いたしましたので、次のとおり審査結果を報告します。

2 選定評価委員会 委員

委員長	小ヶ谷 千穂	（ フェリス女学院大学 文学部 教授 ）
委員	青木 玲子	（ 公益財団法人東海ジェンダー研究所 理事 ）
	川崎 定昭	（ 公認会計士 ）
	大高 聡	（ 公益財団法人横浜 YMCA 前副総主事 ）
	森 祐美子	（ 特定非営利活動法人こまちぶらす 理事長 ）

3 申請者

公益財団法人 横浜市男女共同参画推進協会
理事長 星崎 雅代

4 審査の経過

時期	経過項目
令和 6 年 5 月 1 日	第 1 回 横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会 （一部非公開 傍聴者 0 名） 議題 1 男女共同参画センターの指定管理者の選定方法について 議題 2 会議の公開及び会議録の作成について 議題 3 申請要項について
令和 6 年 5 月 22 日	申請要項の公開
令和 6 年 7 月 16 日	申請書類の提出締切
令和 6 年 8 月 6 日	第 2 回 横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会 （一部非公開 傍聴者 0 名） 議題 1 申請状況の確認について 議題 2 審査に係る確認について 議題 3 面接審査 議題 4 審査・選定

5 審査にあたっての考え方

第1回で評価項目と基準・配点を定め、第2回選定評価委員会において、申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答（ヒアリング）を踏まえた審査を行うこととしました。

評価項目及び配点は以下の通りであり、満点825点の6割以上の評価を得た場合は、候補者として選定することとしました。なお、6割に満たない場合は、事業計画書等を再提出させ、再評価を行うこととしました。

【評価項目及び配点】

評価項目	委員5人の総配点（1人あたり）
1 団体の状況	60点（12点）
2 男女共同参画推進事業	540点（108点）
3 経営及び管理・運営	195点（39点）
4 収支計画	30点（6点）
合計	825点（165点）

6 申請者の制限

申請団体について、申請要項に定める「欠格事項」への該当が無いことについて確認しました。

【参考 申請要項（抜粋）】

5 選定に関する基準

ア 欠格事項

次に該当する場合は、申請することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続を行っていないこと。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、申請しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- (ク) 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと

7 審査結果

選定評価委員会による厳正な審査の結果、申請団体を指定候補者として決定しました。

各委員による評点一覧は次頁のとおりです。（合計評点は679点となり、最低基準点である495点を超過しました。）

第5期横浜市男女共同参画センター選定評価委員会 審査結果（評点一覧）

項目	審査の視点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
		配点	配点	配点	配点	配点
1 団体の状況		12 /12	12 /12	4 /12	10 /12	10 /12
団体の理念、基本方針等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	6	6	2	6	6
経営状況	施設を継続的・安定的に運営できる財務状況となっているか。また、経営状況についてガバナンスが機能しているかどうか。	6	6	2	4	4
2 男女共同参画推進事業		104 /108	104 /108	80 /108	72 /108	94 /108
(1) 必須事業	情報ライブラリを活用した男女共同参画に関する理解促進	6	6	6	4	4
	女性の経済的自立に資する支援	6	6	6	4	6
	女性管理職育成支援	6	6	4	4	4
	女性の健康支援	6	6	6	4	4
	女性の理工系進路選択を進めるための取組	4	4	6	4	4
	男女共同参画に関する理解促進のための取組	6	6	2	4	6
	地域防災における男女共同参画の視点の浸透に関する取組	6	6	4	4	6
	ジェンダーに起因する差別、暴力、生きづらさ等に対応する相談等の取組	6	6	6	4	6
	DV相談支援センター業務	6	6	6	4	6
	男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度	6	6	4	4	6
	DV・ハラスメント・性暴力等の根絶に向けた取組	6	6	6	4	6
	必須事業以外の提案	6	4	4	4	4
	(2) 留意事項	市の広報ツールの積極的な活用も含め、効果的な広報を実施すること。	6	6	4	4
オンラインやオンデマンドを積極的に活用し、利用者が講座や相談などを利用しやすい環境づくりに取り組むこと。		6	6	4	4	4
男女共同参画センターにアクセスしづらい層に向けた出前事業（アウトリーチ）に取り組むこと。		4	6	4	4	6
教育機関等と連携し、若年層に向けた取組を実施すること。		6	6	2	4	6
男女共同参画を推進する企業や団体等との連携、また区役所も含めた地域と連携した取組を実施すること。		6	6	2	4	6
アウトカム指標等に基づく適切な事業評価を行うこと。		6	6	4	4	6

3 経営及び管理・運営		36 /39	33 /39	32 /39	26 /39	30 /39
(1) 建物及び設備の維持保全並びに管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（建物・設備の点検など）計画となっているか。	2	2	3	2	2
	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。	3	2	3	2	2
(2) 施設の管理全般	事件・事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行う。	3	2	3	2	2
(3) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	2	3	2	2	2
(4) 本市の施策を踏まえた運営	ヨコハマプラ 5.3(ごみ)計画、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。	3	2	2	2	2
	市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	2	2	3	2	2
(5) 組織運営・職員配置の方針と計画	施設が円滑に管理運営され、施設のポテンシャルを最大限に発揮できる効果的・効率的な組織運営と職員配置が計画されているか。	3	3	2	2	3
(6) 職員の人材育成・専門性向上の方針と取組	施設の特長や専門性を踏まえ、将来を見据えた体系的・計画的な人材育成が行われる内容となっているか。	3	3	1	2	3
(7) 個人情報保護・情報公開の方針と取組	個人情報の適正な収集と管理が行える内容であり、取組に具体性があるか。	3	2	2	2	3
	積極的な情報公開が行える具体的内容となっているか。	3	3	3	2	3
(8) 緊急時の体制と対応計画	施設における事故や災害時の対応が的確に行われるよう計画されており、定期的な訓練が盛り込まれているか。	3	3	2	2	2
	事故発生時や緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり適切か。	3	3	3	2	2
	横浜市防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。	3	3	3	2	2
4 収支計画		6 /6	4 /6	4 /6	2 /6	4 /6
(1) 利用料金等収入増への取組等	利用料金等の収入計画が適切であり、具体的・効果的、かつ実現可能な内容であるか。	3	2	2	1	2
(2) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	3	2	2	1	2
合計		158 /165	153 /165	120 /165	110 /165	138 /165
		679 /825				

8 審査総評

ジェンダーバイアスは根強く社会に残っていますが、国が女性版骨太の方針を示すなど、追い風も吹いています。今こそ、社会の仕組みを変え、「ジェンダー主流化(※)」を目指す必要があります。申請団体の提案は、こうした社会的要請を的確にとらえた内容となっています。特に、「個別ニーズへの対応からステークホルダーへの働きかけへと活動の重点をシフトし、社会的インパクトを生み出す」という方針は戦略的かつ、チャレンジングです。これらを進めるため、人材育成や新たな層へのアプローチ、企業や教育機関等、様々な主体との連携を積極的に進めることとしており、高いレベルでの運営が期待できます。

社会的インパクトを生み出していくためには、これまで培ってきた専門性を余すところなく効果的に発揮するとともに、若者との接点を増やし、企業連携を進めて行くため、若手職員、民間企業経験者についても積極的に採用していく必要があると考えます。また、申請団体の経験と、事業企画・運営のノウハウを広く社会に発信することで、より多くのステークホルダーの理解と共感を得るとともに、横浜市や国への政策提言も積極的に行ってください。情報発信においては、女性運動、政策の歴史を語る貴重な書籍を多数有する全国トップクラスのライブラリの有効活用についても、検討を進める必要があります。

個別ニーズへの対応においては、困難女性支援法の施行もあり、相談事業のニーズが高まっていますが、人的・財政的負担が大きく、政策提言や制度活用など、様々な工夫が必要となります。また、困難を抱えた方が地域で生きていくためには、地域における理解が必要不可欠ですが、彼らや彼女たちを支える支援者の中にも、固定的な性別役割分担意識やジェンダーバイアスが根強く残っているのが実情です。相談者の気持ちに寄り添った適切な支援が行えるよう、支援者に対してもジェンダー主流化に向けた取組が必要です。この分野でも申請団体の果たすべき役割は大きいと考えます。

各事業の実施にあたっては、目的を明確化し、どのように、どの程度効果を得られたかを把握してください。中間期に実施される指定管理業務の第三者評価等も踏まえ、申請団体自ら事業評価を的確に行い、より効果的な事業が実施できるよう、取り組んでください。

なお、公益財団法人は、令和7年4月に予定されている公益法人認定法改正法の施行を踏まえ、ガバナンスの充実や透明性の向上を進めて行く必要があります。法人運営の中心である理事、理事会を中心に、法人の機関(理事、理事会、監事、評議員、評議員会)のそれぞれの役割が最大限発揮されるように努め、自主的・自律的なガバナンスを充実させるとともに、その状況を市民に対して発信してください。

第5期指定管理を通じてこれらの取組を進めることで、男女共同参画センターが横浜市の男女共同参画社会の実現を強力に牽引し、全国をリードする存在となることを期待します。

(※)「ジェンダー主流化」とは、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むことをいいます。

【出展：内閣府男女共同参画局 第5次男女共同参画基本計画】